

一 施行者国土交通大臣及び千葉市が行う千葉都市計画道路路事業3・1・2号幕張町村田町線について、都市計画法第六十二条第一項の規定により令和四年 二月十五日付けで、都市計画事業の認可及び承認の告示並びに手続の保留の告示がなされましたので、都市計画法第六十六条及び同法第七十条の規定により適用される土地収用法第二十八条の二の規定に基づき、土地所有者及び関係人の皆様に、次のとおりお知らせします。

- 一 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画道路路事業3・1・2号幕張町村田町線
- 二 施行者の名称
国土交通大臣、千葉市
- 三 事業地の所在
 - ① 収用の部分
千葉県千葉市中央区間屋町、出洲港、神明町、港町、寒川町一丁目、寒川町二丁目、寒川町三丁目、川崎町、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、今井一丁目、今井二丁目、今井三丁目、蘇我一丁目、蘇我二丁目、蘇我三丁目、蘇我町二丁目及び塩田町地内
 - ② 使用の部分
千葉県千葉市中央区出洲港、神明町、港町、寒川町一丁目、蘇我三丁目、蘇我町二丁目及び塩田町地内

(注) この事業に関する関係図面は、千葉市建設局道路部道路計画課で閲覧ができます。

都市計画法第六十五条の規定により、令和四年 二月十五日以降は、事業地内の土地建物等において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、千葉市長の許可が必要になります。また、都市計画法第六十七条の規定により、令和四年 三月十九日以降、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に譲り渡そうとする者や予定金額等を施行者に届け出なければならぬ等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。また、この図面のうち、黒色の斜線をもって表示してある部分は、土地収用法に基づく収用又は使用の手続を保留している土地であって、手続開始の告示がされるまで後述のような効果は発生しません。(ただし、手続を保留している土地であっても、土地の形質を変更しようとする場合については事業認可及び承認の告示の効果が発生します。)

なお、土地収用法に基づき、土地を収用等できる公共事業施行者を起業者といたします。

- 四 土地所有者及び関係人(土地に関する所有権以外の権利を持っている方及び土地にある物件に関して権利を持っている方)が受けることができる補償について
土地所有者は土地に対する補償を、土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人はこの権利に対する補償を、建物等の所有者及び借家人等である関係人は移転に必要な補償をそれぞれ受けることができます。
- 五 関係人の範囲の制限について
事業認可及び承認の告示があった日以後に、新しい権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人には含まれないこととなります。
- 六 土地価格の固定について
起業地(事業地)の土地価格については、事業認可及び承認の告示があった日をもって固定されることとなります。
- 七 土地の形質変更及び損失補償の制限について
事業認可及び承認の告示があった日以降に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ千葉県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 八 裁判申請の請求について
裁判申請は、起業者が行いますが、土地所有者又は土地に関して所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について、起業者に対して裁判の申請を早く行うよう請求することができます。
- 九 補償金の支払請求について
土地所有者又は土地に関して所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求と併せてしなければなりません。ただし、既に起業者が裁判申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁判申請の請求をしているときは、この限りではありません。
- 十 明渡裁判の申立てについて
明渡裁判の申立てでは、土地所有者又は関係人が、早期に移転を希望されるときなどは、直接千葉県収用委員会あてに申立てをすることができません。
- 十一 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「都市計画法に基づく事業の認可及び承認が行われたことに伴うお知らせ」を国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所用地第一課及び千葉市建設局道路部道路計画課において配布いたします。
- 十二 その他、ご不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

事業計画に関する場合

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所工務課

電話〇四三一―二八五一〇三二六

千葉市建設局道路部道路計画課

電話〇四三一―二四五―五五〇八

用地補償に関する場合

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所用地第一課

電話〇四三一―二八七一〇三二二

千葉市建設局道路部道路計画課

電話〇四三一―二四五―五五〇九